③　平成19年６月28日、純資産額が40百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に95百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成19年３月期有価証券報告書を提出し、

④　平成19年12月21日、純資産額が83百万円の債務超過であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に22百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成19年９月中間期半期報告書を提出した。

⑵　有価証券届出書について、関東財務局長に対し、

①　平成19年２月21日、平成18年３月期有価証券報告書及び平成18年９月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年３月８日、19,610株の株券を921,670,000円で取得させ、

②　平成19年７月25日、平成19年３月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月９日、新株予約権付社債を400,000,000円で取得させた。

【課徴金額】　3,393万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年３月24日

課徴金納付命令日　平成21年４月10日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年４月21日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンは、関東財務局長に対し、

⑴　平成20年６月25日、売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結経常損益が761百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを1,228百万円の利益と、連結当期純損益が3,421百万円の損失であったにもかかわらず、これを645百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が6,396百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に10,435百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成20年３月期有価証券報告書を提出し、

⑵　平成20年８月14日、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結純資産額が6,514百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に10,041百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した平成20年６月第１四半期四半期報告書を提出し、

⑶　平成20年11月14日、売上債権及びのれんの過大計上等により、連結純資産額が3,569百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に6,137百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した平成20年９月第２四半期四半期報告書を提出した。

【課徴金額】　600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年４月21日

課徴金納付命令日　平成21年５月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月16日

【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社は、関東財務局長に対し、

⑴　平成18年６月30日、架空売上の計上、売上債権及び無形固定資産の過大計上等により、連結当期純損益が1,020百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純損失額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを677百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が2,475百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に3,317百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成18年３月期有価証券報告書を提出し、

⑵　平成18年12月22日、売上債権及び貸付金の過大計上等により、連結純資産額が1,978百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に2,729百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成18年９月中間期半期報告書を提出し、

⑶　平成19年５月25日、売上債権及び貸付金の過大計上等により、連結純資産額が1,978百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に2,511百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成18年９月中間期半期報告書に係る訂正報告書を提出した。

【課徴金額】　600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成21年６月16日

課徴金納付命令日　平成21年７月14日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　フタバ産業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、フタバ産業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法第172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成21年６月23日

【勧告の対象となった違反事実】

フタバ産業株式会社は、関東財務局長に対し、

⑴　平成18年６月29日、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が2,571百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額、連結純資産額及び連結四半期純利益額について同じ。）の利益であったにもかかわらず、これを19,429百万円の利益と、連結当期純損益が13,096百万円の損失であったにもかかわらず、これを11,499百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年３月期有価証券報告書を提出し、